

# 田布施町奨学金制度が 変わります

☎ 学校教育課 ☎ 52 - 5812

田布施町教育委員会では、県内の他市町の状況などを参考に奨学金制度を大幅に見直しました。平成27年4月1日以降の貸付から対象となります。

下記の表が主な改正点です。

## ①貸付対象者について

改正前	改正後
高等学校またはこれと同程度の修業年限が2年以上ある専修学校に在学する人で、修学先が遠隔地のため町外に単身で居住する人	本町の住民基本台帳に登録されている人(ただし、本町の住民基本台帳に登録されていた人が修学のため町外に単身で居住する場合も貸付けの対象者となります。)

## ②貸付金額(月額)について

区分		改正前	改正後
高等学校または専修学校の 高等課程在学学生	国公立	10,000円以内	20,000円
	私立		25,000円
高等専門学校在学学生			30,000円
大学または専修学校の 専門課程在学学生	国公立	24,000円以内	50,000円
	私立		55,000円



## ③償還期限について

改正前	改正後
(1)高等学校またはこれと同程度の学校などに在学する人 <u>正規の修業期間経過後6年以内</u> (2)大学またはこれと同程度の学校などに在学する人 <u>正規の修業期間経過後8年以内</u> (3)第1号および第2号を通じた場合 <u>正規の修業期間経過後10年以内</u>	奨学生は、貸付けを受けた奨学金を卒業した6カ月後(当該卒業後、引き続き大学などに進学した人については、進学先を卒業した6カ月後)から貸付けを受けた期間の4倍の期間内に償還することになります。

- ・田布施町奨学金の申し込みは、町教育委員会 学校教育課までお問い合わせください。
- ・申し込み後、学力基準と家計基準から審査することとなりますが、基本的には日本学生支援機構の基準に則って審査します。
- ・他の奨学金(日本学生支援機構、山口県ひとづくり財団またはその他の資金による修学資金)との併用はできません。

以下は広告スペースです。「広報たぶせ」に掲載している内容とは関係ありません。


**民家改修型の  
小規模デイサービス**

# あさの郷

■提供時間 10:00~15:30(月~土曜日)

**障がい者・障がい児対象**  
**はなみずき放課後等デイサービス**  
**はなさく相談支援事業所 送迎あり!!**

TEL (0820) 25-3715 FAX (0820) 25-3737  
 田布施町麻郷尾追1697番地



全メーカー全車種トータル販売

# 新車・中古車 150台以上展示中

満足をしていただけるサービスを心がけております


**オートプラザ**  
**(株)大島商会**

〒742-1514  
 熊毛郡田布施町別府国道沿 TEL. (0820) 55-5011  
 FAX. (0820) 55-5085 <http://www.ap-oshiba.com>